

新潟市ひきこもり相談支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、新潟市におけるひきこもりの支援を推進し、その長期化を防ぐため、ひきこもりに関する総合的な相談窓口として「新潟市ひきこもり相談支援センター（以下「センター」という。）」を設置し、ひきこもり本人の来談・受診を出来るだけ早く実現させ、社会生活の再開及び自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は新潟市とする。

ただし、本事業の適切な運営が確保できると認められる事業者に、事業を委託し実施することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、ひきこもり本人及びその家族で新潟市内に居住する者（以下、「対象者」という。）とする。

2 本要綱で対象とするひきこもりの範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態とする。
- (2) 原則として統合失調症の陽性症状あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態を除く。

(事業内容)

第4条 センターは次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 相談事業

対象者からの電話又は面接による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて医療、保健、福祉、教育及び労働等の適切な関係機関につなぎ、連携した対応を行う。

なお、必要に応じ、当該機関との情報交換を行う等、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

(2) 訪問支援（アウトリーチ）

相談事業において、必要と認めた場合には、訪問による支援を速やか

に行い、継続した訪問支援を行う。

(3) 親（家族）支援

家族が、本人に来談や受診を勧める際に、説明がしやすくなるような助言や研修を、継続して実施する。

(4) ひきこもり連絡会の設置

個別の事例に対して、適切な支援を行うことができるように、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関からなる「新潟市ひきこもり支援連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置し、情報交換等、各機関の恒常的な連携が確保できるよう努めるものとする。

なお、連絡会の構成員等は別途定める。

(5) 情報発信

リーフレット等の作成により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策の情報発信を行う。

(6) その他、ひきこもりの支援に寄与と思われる活動

対象者のニーズに合わせて、ひきこもりの支援に寄与と思われる活動を行う。

（実施体制）

第5条 センターの職員配置は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業責任者を1名配置する。なお、事業責任者は、第2条により委託を受けた者の運営する他の施設の業務を兼ねることができるものとする。

(2) ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置する。なお、このうち専門職を1名以上配置するものとし、専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者、又はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

（開所日）

第6条 センターは、原則土日のいずれか1日を含む週5日以上開所し、1日8時間、週40時間の相談時間を確保することを条件とし、相談者が利用しやすい開所日、開所時間を弾力的に設定する。

（開設場所）

第7条 センターの開設場所は、市が指定する場所とする。

(留意事項)

- 第8条 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。
- 2 対象者に対しては、個別支援のために関係機関へ個人情報の提供を行う場合がある旨を説明した上で、同意を得ておくものとする。
 - 3 対象者の同意が得られない場合についても、対象者が危機的な状況にあると判断される場合には、関係機関へ個人情報を提供することを妨げないが、情報提供を受けた関係機関においては、秘密の保持に十分配慮しなければならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 本要綱第2条により事業を委託する場合は、この要綱の施行前から事業者選定に係る行為を行うことができる。